

南島原市公告第142号

南島原市地域おこし協力隊募集支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和8年10月8日

南島原市長 相川 武利



1. 目的

南島原市において農業振興に関する地域おこし協力隊(以下、協力隊)の募集をするにあたり、より条件に適した人材を確保するため、募集要項の作成、広報戦略やPR活動、選定・採用までの全般的な業務支援を実施する受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続きについて定める。

2. 業務概要

- (1)業務名 南島原市地域おこし協力隊募集支援業務委託
- (2)業務内容 別添「南島原市地域おこし協力隊募集支援業務委託 仕様書」のとおり
- (3)履行期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4)委託料上限額 3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 選定方法

- (1)受託事業者は、「南島原市地域おこし協力隊募集支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会」(以下、委員会)の評価に基づき決定する。
- (2)選定は、企画提案書及びその他の提出書類に基づく書面審査並びに企画提案審査会(プレゼンテーション)により行う。
- (3)審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4)評価点の合計が同点の場合は、審査項目の「提案内容」の合計が最も高い提

案業者を選定することとし、それも同点の場合は見積金額が低い提案業者を選定することとする。それでもなお選定できない場合は、委員会の多数決により優先交渉権者を選定する。

(5) 提案内容の水準を確保するため、総合点が6割に満たない場合は不合格とする。

(6) 参加者が1者の場合であっても審査会を実施して審査を行い、選定の可否を決定する。

4. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) プロポーザル及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしていないことを誓約できる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 南島原市暴力団排除条例（平成24年南島原市条例第15号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

(7) 指名停止を受けていないこと。

(8) 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

5. 日程

(1) 公募開始 令和8年10月8日（木）

(2) 質問書受付期限 令和8年10月15日（木）午後3時まで

(3) 参加申込書及び資格確認書類提出期限 令和8年10月22日（木）午後3時まで

(4) 企画提案書類等の提出期限 令和8年10月29日（木）午後3時まで

(5)企画提案審査会 令和8年11月5日(木)(予定)

(6)審査結果通知 令和8年11月中旬(予定)

6. 問合せ及び関係書類等の提出先

担当：南島原市農林水産部農林課農業戦略班

住所：〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地1

電話番号：0957-73-6661

FAX：0957-82-0237

メールアドレス：nougyouosenryaku@city.minamishimabara.lg.jp